別記第１２号様式

指定催しの指定通知書

号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年　　 月 　　日

様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　光地区消防組合消防本部消防長　　印

光地区消防組合火災予防条例第４２条の２の規定に基づき、下記催しを指定

催しとして指定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 催しの開催場所 |  |
| 催しの名称 |  |
| 催しの開催期間 |  |

　教 示

この指定について不服があるときは、この指定があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に、光地区消防組合消防本部消防長に対して審査請求をすることができる｡

また、この指定については、指定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、光地区消防組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる。（この場合において光地区消防組合管理者が被告の代表となる｡)

なお、この指定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、光地区消防組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる｡